

# 保安基準緩和認定制度について

(みやぎ45フィートコンテナ物流特区に関する勉強会)

---

国土交通省 東北運輸局自動車技術安全部 技術課  
平成23年12月

## 道路運送車両法の保安基準(主なものの抜粋)

### 第2条(長さ、幅及び高さ)

- 長さ12.0メートル
- 幅 2.5メートル
- 高さ3.8メートル

### 第4条(車両総重量) 車両重量

#### ○セミトレーラ以外の自動車の場合

自動車の長さと再遠軸距により、車両総重量の限度がある。

- 長さ9m未満は、20トン
- 長さ11m以上、再遠軸距7m以上は、25トン

#### ○セミトレーラの場合は、次ページ資料参照

### 第4条の2(軸重及び輪荷重)

- 軸重10トン、輪重5トン
- 隣接軸重 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満のときは18.0トン
- 隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン
- 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上のときは20.0トン

### 第6条(最小回転半径)

- 旋回時の最小回転半径は、12.0メートル

(他略)

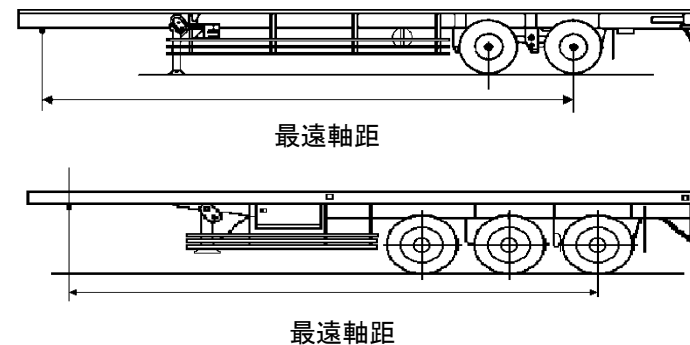
これらの基準の一つ、または複数の項目について緩和する事を保安基準の緩和又は基準緩和と言う。

# セミトレーラに関する基礎知識

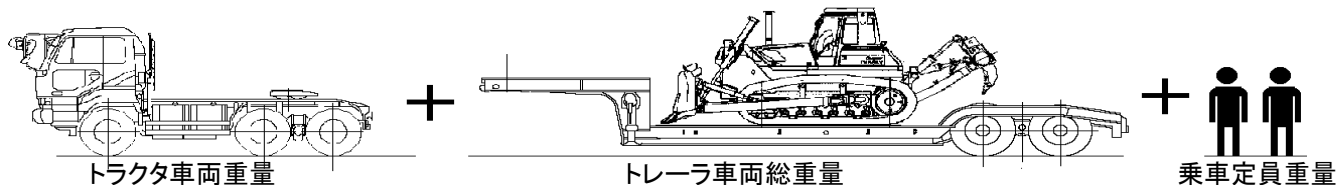
## (1) 基準内セミトレーラの車両総重量(GVW)

基準内セミトレーラの車両総重量(GVW)は、車両の限度を超えない範囲で「最遠軸距」「隣接軸重」「軸重」により決定されます。

最遠軸距		GVW 限度	隣接軸距	隣接軸重
以上	未満			
—	5 m	<b>20t</b>	1.8m未満	<b>18t</b>
5 m	7 m	<b>22t</b>	1.3m以上 1.8m未満	<b>19t</b> 軸重 $\leq$ 9.5tの時
7 m	8 m	<b>24t</b>		
8 m	9.5m	<b>26t</b>	1.8m以上	<b>20t</b>
9.5m	—	<b>28t</b>		



## (2) 連結車両総重量(GCW)



# 道路運送車両法の保安基準

## 第55条(基準の緩和)

地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であって当該自動車について適用しなくても 保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

- 2 前項の認定は、**条件**若しくは**期限**又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の**制限**を付して行うことができる。

# 道路運送車両法の保安基準

## 第55条(基準の緩和)

- 3 第1項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所
  - (2) 車名及び型式
  - (3) 種別及び用途
  - (4) 車体の形状
  - (5) 車台番号
  - (6) 使用の本拠の位置
  - (7) 構造又は使用の態様の特殊性
  - (8) 認定により適用を除外する規定
  - (9) 認定を必要とする理由
- 4 前項の申請書には、同項第8号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。
- 5 地方運輸局長は、第3項の申請者に対し、前2項に規定するもののほか、第3項第9号の事項として同項の申請書を記載した輸送の必要性を示す書面その他 必要な書面の提出を求めることができる。

# 道路運送車両法の保安基準

## 第55条(基準の緩和)

- 6 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。
- (1) 認定の取消しを求める申請があったとき。
  - (2) 第1項の規定により地方運輸局長が適用を除外する規定として指定した規定を適用しないことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。
  - (3) 第2項の規定による条件又は制限に違反したとき。
- 7 地方運輸局長は、第1項の認定の申請に係る自動車第3項の申請書に記載された同項第7号の使用の態様以外の態様により使用されるおそれ又は第2項の規定により付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があるときは、第1項の認定をしないものとする。

# 基準緩和認定の経緯について

- 1 従来、基準緩和認定については、各運輸局ごとに認定要領を定め、特殊な構造・装置を有する自動車について、特例として、保安上の制限を付したうえで、基準の適用を除外(基準緩和)する認定を行っていた。

しかし、平成8年～平成9年にかけて、相次ぎ、基準緩和の認定を受けた大型トレーラが認定の制限に違反して運行し、死亡事故を惹き起こした。
- 2 このようなことから、認定を受けた大型トレーラ等が適切に使用されるように、
  - (1) 認定審査の厳正化
  - (2) 認定の期限の付与
  - (3) 認定の取消し等の行政処分という対策を講ずることとし、平成9年8月11日に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正するとともに、基準緩和認定要領についても本省通達に基づき全国統一した内容として各運輸局で定め、平成9年10月1日から実施している。
- 3 その後、これまで20回以上の改正を加えながら現在に至っている。

直近の改正では、災害応急対策及び災害復旧自動車の特例(3.11の震災後)

# 基準緩和の認定を受けられる自動車

## 基準緩和認定要領の第3項に規定されている自動車(抜粋)

1. 長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する自動車（トラックを除く）
2. 特例8車種に該当し、バラ積み輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ
3. 上記1及び2をけん引するトラック
4. フル積載国際海上コンテナ(20、40フィート)を輸送することができる構造を有するコンテナセミトレーラで、車両総重量の基準を超えて積載し、輸送するセミトレーラ
5. 上記4をけん引する試験結果が判定基準に適合する2軸のトラック
6. 最高速度が100km/h以下の大型貨物自動車であって高速自動車国道等を運行しないもの
12. 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車
15. 幅3m以上のトレーラ又は連結時全長が16.5mを超えるトレーラをけん引するトラックであって、当該トレーラをけん引する場合のみ使用する緑色の点滅する灯火(車体上部の見やすい位置に2個以下とする。)を備えるもの
22. その他、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

※(7~11、13~14、16~21省略)



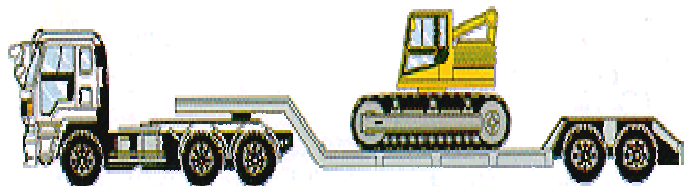
# 長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送自動車及びけん引自動車

## トラクタ+重機運搬用低床セミトレーラ

### 【緩和事項】

(トラクタ) 車両総重量、軸重、隣接軸重

(セミトレーラ) 幅、車両総重量、軸重、隣接軸重



## トラクタ+平床セミトレーラ

### 【緩和事項】

(トラクタ) 車両総重量、軸重、隣接軸重

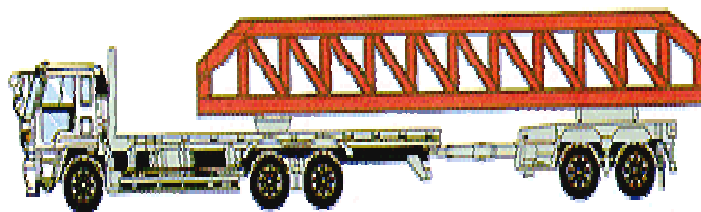
(セミトレーラ) 車両総重量、軸重、隣接軸重



## トラックトラクタ+ポールトレーラ

### 【緩和事項】

(ポールトレーラ) 長さ、車両総重量、隣接軸重、最小回転半径



## ポールトレーラ

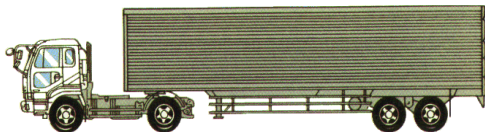


## 特例8車種に該当し、分割可能(バラ積み)輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ

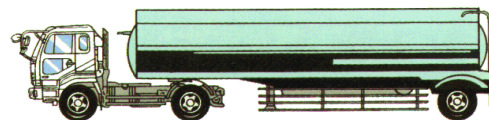
特殊車両(特例8車種)とは、以下の種類のセミトレーラ連結車をいいます。

- 1) バン型(オープントップ型を含む)
- 2) タンク型(ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む)
- 3) 幌枠型
- 4) コンテナ用
- 5) 自動車の運搬用
- 6) あおり型(貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る)
- 7) スタクション型(貨物の落下を防止するために十分な強度のスタクション及び固縛装置を有するものに限る)
- 8) 船底型(貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る)

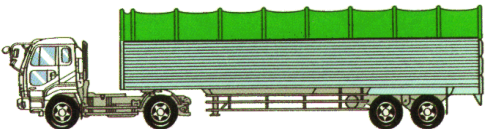
バン型



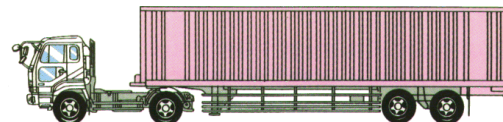
タンク型



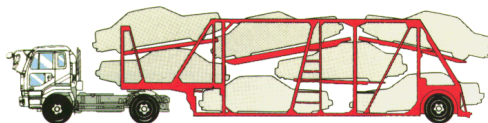
幌枠型



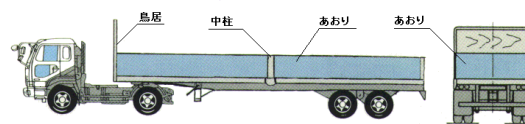
コンテナ用



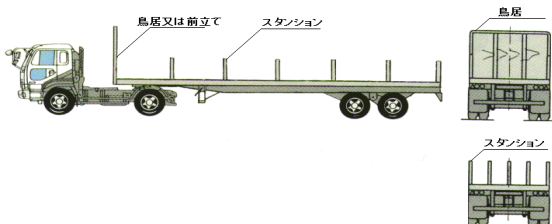
自動車運搬用



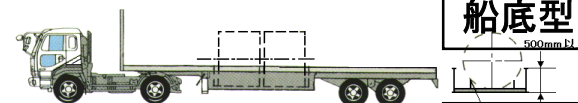
あおり型



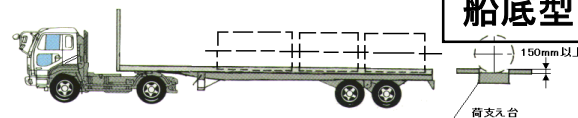
スタクション型



船底型(タイプ I)



船底型(タイプ II)



## 国際海上コンテナ輸送用セミトレーラ及び2軸トラクタ

### 2軸トラクタ+コンテナセミトレーラ

#### 【緩和事項】

- ・(2軸トラクタ) 軸重



### 3軸コンテナセミトレーラ

#### 【緩和事項】

- ・車両総重量



### ISO20フィートコンテナ

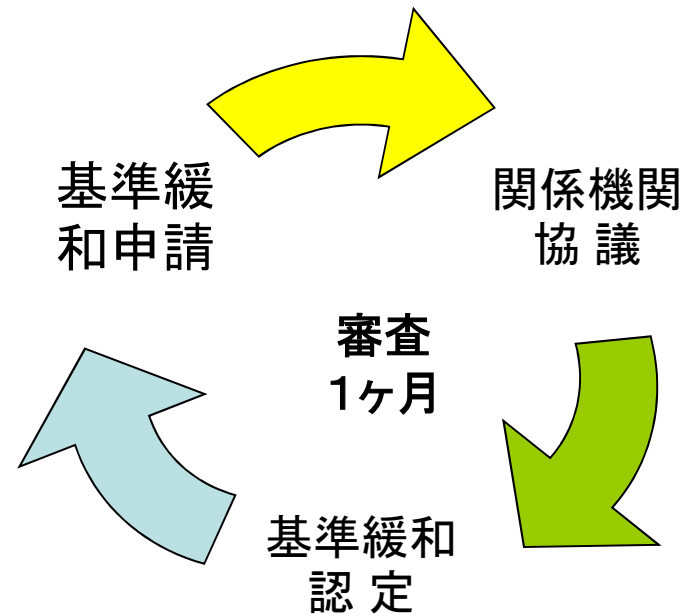
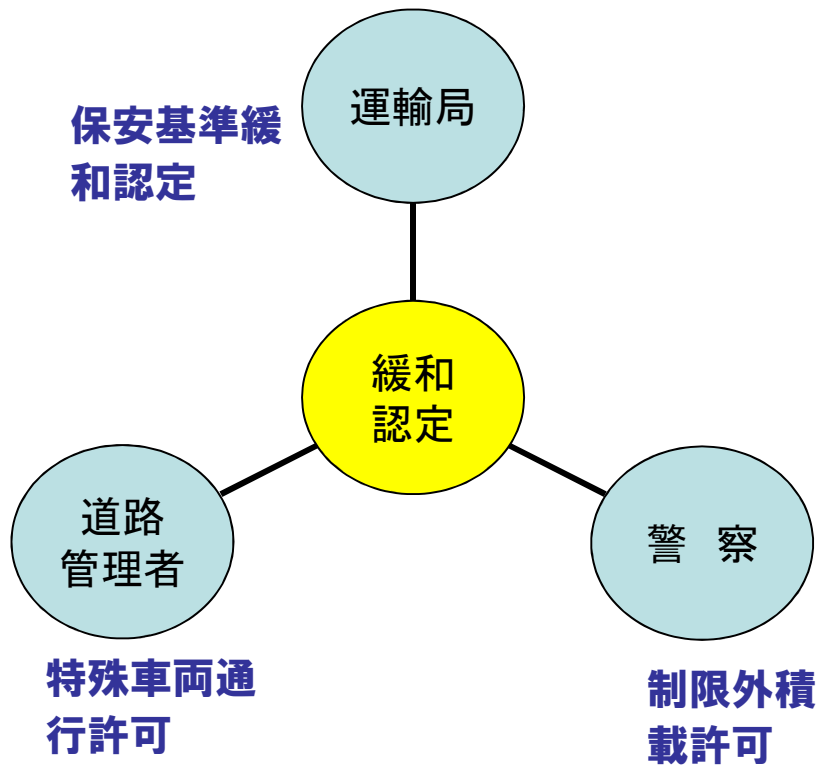
(長さ6.06m、幅2.44m、高さ2.44m  
最大総重量30.48t)



### ISO40フィートコンテナ

(長さ12.19m、幅2.44m、高さ2.59m  
or 2.89m、最大総重量30.48t)





## 第6 審査

- 1 運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
  - (1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
  - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
  - (3) 主な運行経路
  - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であつて単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。
  - (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
  - (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
  - (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
  - (4) 申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性
  - (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- 3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従って行うものとする。
  - (1) 当該物品の輸送依頼者(荷主)に対して聴取する。
  - (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
  - (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する

- (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
  - (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する
  - (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
- 4 運輸局長は、第3第1号に規定する自動車(セミトレーラに限る。)について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量(以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。)を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第3第1号に規定する自動車(セミトレーラに限る。)であって緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)の規定又は同第4条及び第4条の2(軸重等)の規定に限られるもの(以下「重量緩和セミトレーラ」という。)について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量(以下「基準車両総重量」という。)を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量(以下「基準最大積載量」という。)を定めるものとする。
  - 5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車、その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性がある」と判断される自動車にあつては、第1項及び第2項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。
  - 6 第3第2号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車であつて緩和項目に第4条の2(軸重等)が含まれるものにあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。
  - 7 第3第9号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

## 第12 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例

- 1 運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定する自動車について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号、第4号及び第5号は除く。
  - (1) 最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
  - (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
  - (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
  - (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
  - (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
  - (6) 第3第5号の自動車にあつては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送するトレーラをけん引する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造
  - (7) その他の必要事項
- 2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに関し、第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 3 第3第4号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン(35.40トン)」

最大積載量 「最大積載量24.00トン(30.48トン)」

4 5 フィートコンテナに係る新規申請の場合 (運送事業者の場合)	
1. 申請書	○
2. 誓約書	○
3. 申請車両概要 (主要諸元比較表等) (車両外観図) (物品積載状態図) (計算書・詳細図) (連結検討書)	○
4. 当該自動車検査証写し・新車の場合は譲渡証写し等	○
5. 自主基準適合検討書 (荷姿図・写真等)	—
6. 輸送依頼書・契約書	○
7. 輸送物品一覧表	○
8. 保有建設機械等一覧表 (減価償却証明書等)	—
9. カタログ・写真等	—
10. 使用者事業内容 (登記簿謄本) (事業用許可証)	○
11. 会社組織図	○
12. 運行管理規程	○
13. 運行管理者届出写し	○
14. 整備管理者届出写し	○
15. 安全運転管理者届出写し	—
16. 保有車両一覧表	○ 緩和車両を保有している場合は自動車検査証写しを添付
17. 基準緩和車両輸送実績表 (チャート紙) (乗務記録) (点呼記録等) } 提示	▲ 提示確認する場合あり。 新規緩和事業者の場合は、運行管理関係について法令遵守状況の確認(書類提示)
18. 主要運行経路図	○緩和車両の運行経路図
19. 通行許可	緩和申請時の提出は出来ないので、事前に道路管理者に対し車両の状況と運行経路等について説明し、通行許可が可能か事前確認をしておくこと。
20. 特殊車両通行許可事前確認書	▲事前確認したメモでも可



第1号様式（第5関係）

基準緩和認定申請書

年 月 日

東北運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

印

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第21号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (6) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

参考2（別表第1関係）

		年 月 日
東北運輸局長 殿		
申請者の氏名又は名称 住 所		印
<b>誓 約 書</b>		
<p>弊社が する車名 、型式 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第 55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"><li>1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。</li><li>2 運行に当たっては、道路運送法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。</li><li>3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。</li><li>4 重大事故時には、遅滞なく通報します。</li></ol>		

（日本工業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 下線部分には、個別緩和及び継続緩和にあつては「使用」と、一括緩和にあつては「基準緩和の認定を申請」と記載する。
- (5) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (6) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。

参考 8 (別表第 1 関係)

年 月 日	
地方運輸局長 殿	
申請者氏名又は名称 住 所	印
<b>特殊車両通行許可事前確認書</b>	
<p>今回申請する、車名 _____、型式 _____、 車台番号 _____ の自動車について、道路運送車両の保安基準 第 55 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車 の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認 しております。</p>	
記	
1 道路管理者問い合わせ先	
2 通行可能な経路 (別添：運行経路図)	

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者と  
する。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。